

議案第百六号

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和六年港区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

第二十三条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

付 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第九十二号）等の施行による一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）の一部改正を踏まえ、一時保護施設の職員の資格要件等を変更するため、本案を提出いたします。